

新聞の契約トラブルに注意

訪問販売による新聞契約に関する相談が寄せられています。

「二人暮らしの高齢の親が、強引な勧誘で断れず長期契約させられた」「目が不自由になってきたので中途解約を申し出たら、契約期間が残っていると応じてもらえない」「急に新聞が投函され始めたので問い合わせると、数年前に契約していると言われた」など、特に高齢者に対する勧誘や契約トラブルが増えています。

アドバイス

■玄関のドアを開ける前に、要件を確認して、必要がなければきっぱり断りましょう。「景品をつける」と勧誘されることもあります。つられて不要な契約はしないようにしましょう。

■数年先の契約を「先付け契約」と言います。配達開始までに期間が空くと記憶もあいまいになり、契約書の保存先や契約したことを忘れてしまう恐れがあります。生活の変化で購読できなくなることも考えられるので、新聞の先付け契約はなるべく避けましょう。

■訪問販売での契約は、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

この期間が過ぎると、原則として消費者の都合で一方的に解約することはできません。話し合いによる解決になりますが、無条件の解約は非常に難しくなります。

困ったときには消費生活センターに相談してください

強引な勧誘により不本意な契約をしてしまった場合など、困ったときは消費生活センターに相談してください。

高齢などの理由で本人からの相談が難しい場合、家族やホームヘルパー、ケアマネジャーなど、見守りの人からの相談も受け付けています。



太宰府市消費生活センター

毎週月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

時間 午前9時30分～午後4時

（正午～午後1時までは昼休み）

場所 市役所2階消費生活相談室

※予約不要・無料

※電話での相談も受け付けています。

（☎内線348）

使用していますか？チャイルドシート

問い合わせ 防災安全課 防犯安全係（☎内線549）

ページID:36519

チャイルドシートは交通事故の被害から幼児を守ります。一方で使用の方法を誤ると、効果がなくなるため、正しく使用しましょう。

正しい使用方法

- ☒ 成長に合わせて体格に合うものを使用する
- ☒ なるべく後部座席で使用する
- ☒ 座席に確実に固定する



乳児用シート



幼児用シート



学童用シート

法律ではチャイルドシートは6歳で卒業となりますが、身長150cmまではジュニアシートの使用を検討してみましょう。